

雜 錄

英佛に於ける重要食料

品の管理(二、完)

山本美越乃

佛國に於ては昨一九一八年一月一日穀類の供給管理に關する新なる制度の實行を見るに至りしが、該制度は農業及食料大臣 Victor Morel 氏に依りて立案せられ、一九一七年十一月三十日を以て公布せられたるものなり、之より先き佛國に於て麪包の定量支給制度に關して上院の問題となりたる際ボーレー氏は食料の供給狀態に付きて精密なる報告をなし、穀類・砂糖等の如き重要食料品及農業の經營に缺く可からざる肥料の不足を調節せんと欲せば、消費の制限及供給の管理を必要とすべきことを力説し、且穀類消費の狀態にして現在の如くなる時は一九一七年十二月一日より一九一八年八月三十一日に至る迄に約五百七十三萬噸餘を要すべきも、當時(一

九一七年十二月初) 現存せる小麥の量は約百七十萬噸に過ぎざりしを以て殘餘の約四百萬噸は之を輸入に仰がざるべからず、然れども船腹の不足の爲めに一箇月五十萬噸に近き穀類の輸入は事實上到底不可能なるが故に、結局國民の消費を節約せしむるより他に途なきことを述べたり、ボーレー氏の此の説は氏の前任者たりし Maurice Long の意見に負ふ所大にして、即ち一九一七年に於ける佛國の農産物の不作は過去五十年間に殆んど其の例を見ざる所にして、穀類・馬鈴薯・甜菜等の農産物の總額僅に七億七千七百萬「ブツセル」に過ぎざりしより(一九一三年の如きは實に十二億五千萬「ブツセル」に達したり)、此の點よりしても國民の消費を節約せしむるの必要頗る大なりしなり。

此の如くして一九一八年一月一日實施の穀類の供給管理に關する新制度の目的とする所は

(一) 佛國産の穀類は生産者の家族の食料・種子及家畜の飼糧として一定量を控除したる他は凡て政府に於て之を徵發すべきこと。

(二)是等の穀類は一定の價格を以て能ふ限り製粉者・穀物商又は特別の委員をして私人的の契約に依りて買收せしむる方法を採用すること。

(三)一切の製粉場は之を政府の管理の下に置き製粉者には減價を以て政府の購入せる穀類を賣渡すべきこと。

(四)各地方官廳をして麪包の價格を定めしむる基礎として製粉の價格を統一すること。

(五)陸路・水路及鐵道に依る穀類の輸送を凡て政府の管理の下に置くこと。

(六)地方官廳の調査に基き人口及職業に應じて各地方に分配すべき穀類の數量を定むること。

等にして此の主旨に基き政府の穀類の買上又は賣渡價格の標準を左の如く定む。

品目	買上價格	賣渡價格
小麥 (百基瓦)	五十法	四十三法・〇〇
玉蜀黍 (同 上)	四十二法	四十三法・〇〇
黑麥 (同 上)	四十二法	四十一法・五〇
大麥 (同 上)	四十二法	三十八法・六〇
蕎麥 (同 上)	四十二法	三十四法・四〇

英 錄 雜佛に於ける重要食料品の管理 (二、完)

小麥・黑麥 (同 上)	四十五法	四十二法・三〇
沙穀 (同 上)	三十五法	二十七法・五〇
蠶豆 (同 上)	四十五法	三十八法・三〇

以上は何れも其の產地に於ける標準的品質のものに對する價格にして、買賣の差額は政府自ら之を負擔す。

麪包の製造には小麥粉と他の代用穀粉 (玉蜀黍・黑麥・大麥・蕎麥・雜穀・沙穀・蠶豆等の粉末) とを混合するを要し、其の混合の割合は各地方長官之を定む、而して一九一八年一月一日以後是等の混合粉末の製粉所に於ける價格は百基瓦に付き五十一法と定む、小麥粉の小賣營業は麪包製造人に限り之を許可するも、其の販賣量に一定の制限を附し即ち一人に付き一週五十瓦以上を賣渡することを許さず、又各地方長官は生産者が自家用穀類を粉末となす製粉所を監督し、麪包製造人は斯かる自家用穀類を貯藏せる生産者に對しては麪包を供給すべからざることと定む。

麪包の定量支給制度は佛國に於ては久しく研

究討議せられしが、終に昨一九一八年十月以後其の實行を見るに至れり、之より先き既に一九一七年三月農業及食料大臣は麪包の浪費を防止する目的を以て切符引換への制度を設くべきことを定めたるも、こは其の實效を收むるに至らずして廢棄せられ、次で同年十一月公布の前掲ボーレト氏の穀類の供給管理令中にも麪包の定量支給方法を規定し、年齢及社會的事情を參酌して一人一日二百瓦乃至六百瓦を限度として支給すべきことを定めたるも、是亦即時實行の運びに至らずして止みたり、然るに一九一八年一月穀類の分配に關する國際會議開催後佛國政府は愈々麪包の定量支給制度を實行することに決定したるも、從來の計畫に多少變更を加へ即ち年齢又は社會的事情の如何を問はずして一人に付き一日三百瓦を支給すること、し同一月二十九日初めて巴里及其の周圍二十五基米の郊外地に之を實施し、漸次人口二萬人以上の都市に及ぼすことゝなしたり。

該制度の實施前迄佛國に於ける麪包の價格は

戰前に於けると殆んど大差なかりしは、全く一九一四年九月外穀の購入及分配を掌らしむる目的を以て設置したる食料供給委員の努力に因るものにして、例へば該委員は一九一五年五月以降同十二月に至る迄に一般消費者に賣渡すべき價格よりも遙に高價を以て約六十、三萬五千噸の小麥を外國より購入し、其の差額及運送費等は政府自ら之を負擔することに依りて成るべく低廉に穀類の供給を計るの途を講じ、其の結果英國に於ては一塊(四封度)の麪包の價格十片(約四十錢)に上りし時に於てすら、佛國にては僅に八十五「サンチエム」(約三十二錢)なることを得たり。

然るに其の後昨一九一八年二月十二日に至り麪包の製造及販賣に關しても更に一定の制限を付し、即ち常用食麪包(“pain blanc”, “pain à soupe” を含み)卷麪包或は“petit pain” 及長卷麪包以外の麪包の製造販賣を禁止し、且其の製造に關しても原料・形狀及重量等に付きて詳細なる制限的の規定を設け、其の他蜂蜜・砂糖・生

乳・煉乳・乳脂・鶏卵等を原料とせる糖果・ペーストリー・ビスケット等の製造販賣をも之を禁止したり、特に生乳・煉乳・乳脂及牛酪の消費に關しては嚴重なる監督を爲し、旅館・料理店・飲食店・賭所・酒保・喫茶店と雖ども、濫りに之を使用することを許さず、又是等の公開の飲食所に於ては午前九時より十一時迄午後二時半より六時半迄は一切固形體の食物を供することを禁ず。

佛國に於て初めて定量支給制度を實行したるは砂糖にして、前掲麪包の定量制度の實施前に在りては蓋し唯一の制限品たりしなり、而して之が支給量は三食共に自宅に於て爲す者に對しては一箇月一封度半、二食者に對しては一封度、一食者に對しては半封度と定め、一人に付き一箇年十八封度を越ゆることを得ずとす、此の如く一方に於ては消費を制限すると共に、他方に於ては其の價格を公定して統一を保たしめんとに努む、昨一九一八年四月十二日以後の砂糖の公定卸賣價格は左の如し。

種 類		百基瓦の價格(消費税を含む)
精製粗糖	一七六法五〇—一七八法七五	
精製粉末糖	一七六法五〇……………	
塔 糖	一七三法〇〇—一七四法五〇	
粒狀又は結晶糖	一六〇法〇〇—一六三法〇〇	
特製結晶糖	一六三法〇〇……………	

肉類に關しては佛國は比較的豊富にして一九一七年に至る迄は他の食料品の普通の騰貴率以上に騰貴することなかりしが、同年春以來軍隊に對する供給の増加と共に次第に急激なる騰貴の趨勢を示したるを以て、五月十五日より十月十五日に至る迄毎週火曜日を無肉日と定め一切の肉類の販賣を禁止し、昨一九一八年四月以後は更に無肉日の數を毎週三回(水・木・金)となし當日は料理店其の他の一切の飲食所に於て肉類を供することを嚴禁したり、次で翌五月十三日以後は毎週月曜日午後十一時より水曜日午前六時迄は屠畜場をも之を閉鎖することゝなせり、但し馬肉のみは例外として特定の市場に限り其の販賣を許可せらる、毎週無肉日の前日即ち火曜日に購入し得る肉量は一人に付き二百瓦以内と

定む、此の如く肉類に關しても亦徐々に其の消費を制限するの止むなきに至りたりと雖ども、穀類の供給管理の如くに未だ周到なる管理方法を講ずるに至らず。

以上は休戦前に於ける英・佛兩國の重要食料品の管理に關する施設の梗概なるも、此の現象は休戦後と雖ども急激なる變化を受くるが如きことなかるべし、今や食料品の價格の騰貴は世界的の共通現象として各國共に之が調節に苦心しつつある所なりと雖ども、平時に於ては固より幾多の異論を挟み得べき餘地あるも、現今の如き非常特別の場合に際しては又非常特別の手段を講ずるの必要あるべきは明かにして、換言せば國家自ら重要食料品の供給を管理し、其の消費の監督及價格の調節に關して積極的の方策を樹つるの他途なし、經濟社會の諸種の現象に對する無干渉主義の如きは平時常態の場合に於て初めて之を唱導し得べきも、現今の如き非常特別の場合に際して尙ほ無干渉主義を標榜し、其の自然的傾向に委ねんとするが如きは結局爲

政者の無能を告白するに他ならざるなり。